

広島県告示第百七十二号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第五項の規定によって、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和七年二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在	面積（㎡）
ヌエゾン株式会社	広島市	福山市田尻町字西宮三〇二八番ほか二筆	一、四六〇
角一 吉彦	三次市	三次市和知町三〇番一ほか三 四筆	五九、八八〇
角一 吉彦	三次市	三次市和知町一五三番四ほか 四筆	六、九七二
角一 吉彦	三次市	三次市向江田町三四一〇番五 ほか一筆	三、二〇四
角一 吉彦	三次市	三次市和知町三一番ほか三筆	八、五七五
角一 吉彦	三次市	三次市和知町三七七番	二、九三五

二 認可年月日

令和七年二月二十六日